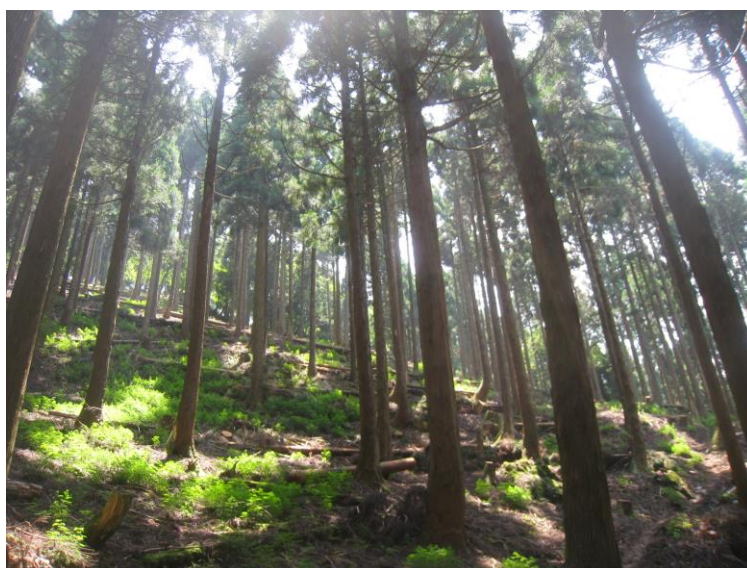




米原市公共建築物における地域産木材の利用方針



平成 26 年 5 月 策定
平成 30 年 11 月 変更

米 原 市



米原市公共建築物等における地域産木材の利用方針

第1 方針の目的

地域産木材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、木材産業や山村地域の振興などに資することを目的として、「米原市公共建築物等における地域産木材の利用方針」を策定するものである。

第2 方針の作成に当たって

1 水源の里まいばら

本市は、伊吹山を頂点とする南北に連なる峰々から琵琶湖へとつながる水の流れの上流に位置するまちであり、澄んだ空気を再生する山林を守り、命を育む大切な水を人々に届けるという重要な使命を持っていることから、平成21年6月に「水源の里まいばら元気みらい条例」を制定し、水源の里である農山村地域の持続的発展を図っている。

2 公共建築物等における木材の利用の意義と効果

市の三方を取り囲む森林は、市域の63%を占め、半数近くがスギ、ヒノキなどの人工林である。これらの人工林資源の多くが、利用可能な時期を迎える一方、木材価格の下落等の影響などにより森林の手入れが十分に行われず、国土保全など森林の多面的機能の低下が大いに懸念される事態となっており、木を使うことにより、森を育て、林業の再生を図ることが急務である。

こうした状況を踏まえ、現在、木造率が低く今後の需要が期待できる公共建築物において、市が率先して木材利用に取り組むとともに、民間事業者にも市の方針に即して主体的な取組を促し、住宅など一般建築物への波及効果を含め、木材全体の需要拡大を目指す。

木材は、コンクリートと比較して熱容量や熱拡散率が小さく、断熱性に優れた資材であることから、コンクリートにはない調湿作用を有しており、室内の快適性を高めることができる。また、鉄やアルミニウム等と比較して、材料製造時の炭素放出量が少ない省エネ材料であること、乾燥重量の約半分は炭素で、伐採後の利用時でも森林と同様に炭素を貯蔵できることから、木材製品を増やすことは、地球温暖化を抑制することにつながる。さらに木造建築は、大工など地域の職人の技術を活用した建て方をすることで、その建築に取り組んだ職人の技術を育て、地域の伝統技術者の育成や、地域の林業や木材産業の活性化による雇用拡大など地域への高い経済波及効果につながる。このような様々な効果を生み出す木材利用には大きな意義がある。

3 公共建築物における木材の利用の背景

国においては、平成 26 年 6 月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、林業の成長産業化の実現を掲げている。

特に、公共建築物における木材の利用は直接的効果だけではなく、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進への波及効果が期待できることから、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号。以下「公共建築物等木材利用促進法」という。）が制定され、これに基づく基本方針が平成 22 年 10 月に策定された。この基本方針では、公共建築物において非木造化を指向してきた過去の考え方から、可能な限り木造化（注1）または木質化（注2）を図るとの考え方へ大きく転換している。

滋賀県では、公共建築物等木材利用促進法第 8 条に定める都道府県方針として定めた「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」を、平成 30 年 8 月に変更している。

こうした公共建築物等木材利用促進法に関する国や県の動向を踏まえ、米原市が整備する公共建築物の木造化および木質化を推進していくために、滋賀県が策定した「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」に沿い、公共建築物等木材利用促進法第 9 条に定める市町村方針として、「公共建築物等における地域産木材の利用方針」を定める。

本市が定める地域産木材とは、原則、米原市内産木材とするが、供給が不足する場合においては、滋賀県産木材を利用するものとする。

さらに、クリーンウッド法の趣旨を踏まえ、「びわ湖材産地証明制度」等による合法性等の証明された木材の利用を図るものとする。（注3）

第 3 木材利用の促進の基本的方向

滋賀県が策定した「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」に沿い、木材利用の目標および目標の実現に向けた取組を以下に示す。

1 木材利用の目標

滋賀県が策定する琵琶湖森林づくり基本計画の基本指標である「平成 32 年度の地域産木材の素材生産量 12 万立方メートル」の目標に沿い、米原市においては、「平成 32 年度の地域産木材の素材生産量 1 万立方メートル」を目標とし、公共建築物の整備等において木材の利用に努める。利用の目標値は下表のとおりとする。

項 目	利用目標値	備 考
木造化 (延床面積 300 m ² 以上)	16.0 m ³ /100 m ²	延床面積当たりの使用量
木造化 (延床面積 300 m ² 未満)	10.0 m ³ /100 m ²	延床面積当たりの使用量

木質化	木質化率 30%以上	木質化率 = (壁・天井で木質化した箇所の施工面積) / (壁・天井で木質化が可能な面積)
-----	------------	---

2 目標の実現に向けた取組

生産された地域産木材の利用を次のとおり促進する。なお、現時点では木材以外の資材と同様の取扱いができない場合があるため、滋賀県が示す「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、滋賀県および関係機関と連携し、課題の解決に取り組む。

(1) 公共施設

- ・公共施設の整備に当たっては、施設の構造や特徴、用途、維持管理方法等を考慮した上で、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）やその他法令に基づく基準で耐火構造とすることが求められない低層の公共施設について、木造とする。（注 4、別表）
- ・公共施設の木造化が困難な場合でも内装等の木質化を推進するものとする。
- ・公共建築物木造化および木質化の設計や施工に関する具体的な整備事例の紹介や、技術情報の普及啓発に努め、施設整備担当者や設計者、施工者の理解の促進を図る。
- ・各部局等が公共建築物の整備計画を企画・立案する場合、地域産木材の効果的な利用の推進および関係部局の円滑な連絡調整を行うため、関係者の協議の場を設け、建設工程に合わせた部材の供給に努める。（注 5）
- ・暖房器具やボイラーを新たに設置する場合は、供給体制を整備した上で、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

(2) 公共工事

公共工事においては、自然環境や生態系、景観に配慮した工法を進めていくため、木材の特性を生かせる施工箇所については、地域産木材を利用する工法の採用に努める。（注 6）

(3) 物品

木材は環境にやさしい自然素材であり、繰り返し活用できる有効な地域資源であることから、木材を原材料として使用した備品および消耗品の利用を促進し、地域産木材を活用した木製品の導入に努める。

(4) 木質資源の有効活用

未利用木質資源を有効利用することは、低炭素社会の構築に寄与することから、木質資源のエネルギー利用を進めると同時に、新たな用途の開拓に努める。

(注1)

木造化：建築物の新築、増築または改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、はり、けた、小屋組み等の全部または一部に木材を利用すること。

(注2)

木質化：建築物の新築、増築、改築または模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分および外壁等の屋外に面する部分に木材を利用すること。

〔「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」

(平成22年10月4日 農林水産省、国土交通省告示第3号)の注釈を準用]

(注3)

クリーンウッド法とは、平成29年5月に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第40号)」をいう。

(注4)

低層の公共建築物とは、建築基準法その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすることが求められていない建築物を指す。高さが13メートル以下、かつ軒高が9メートル以下で延べ面積が3千平方メートル以下であれば、構造の制限はなく木材とすることが可能であるが、これを超える建築物は主要構造部を耐火構造としなければならない。ただし、高さが13メートルを超え、または軒高が9メートルを超える木造建築物は、一定の防火上の基準を満たすことにより、主要構造部を耐火構造としなくとも建築可能である。

公共建築物等木材利用促進法に基づき木材の利用を促進していく公共建築物には、広く一般市民の利用に供される学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所等)、病院・診療所、運動施設(体育館、プール等)、社会教育施設(図書館、公民館等)、公営住宅等の建築物のほか、国または地方公共団体の事務・事業または職員の住宅の用に供される庁舎、公務員宿舎等が含まれる。



高さ13m以上 軒高9m以上	4階以上	
	3階	①1時間準耐火の措置等
	2階	①1時間準耐火の措置等
	1階	または ②30分の加熱に耐える措置等
高さ13m以下 軒高9m以下		

延べ面積 3,000m²

(注5)

地域の森林資源や木材産業の状況、伐採・製材・乾燥期間を考慮した事業スケジュールの設定、発注方法（一括発注方式、材工分離発注方式）など、施設の整備目標や地域の実情に応じた木材調達等を検討する必要がある。

(注6)

経済性、現場条件、耐用年数および施工上等特に支障がある場合は、この限りではない。なお、経済性については、環境効果等も勘案して判断するものとする。

建築基準法（抜粋）

第 24 条 第 22 条第 1 項の市街地の区域内にある木造建築物等である特殊建築物で、次の各号の一に該当するものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

- 1 学校、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、マーケット又は公衆浴場の用途に供するもの
- 2 自動車車庫の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が五十平方メートルを超えるもの
- 3 百貨店、共同住宅、寄宿舍、病院又は倉庫の用途に供するもので、階数が二であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの

第 24 条の 2 建築物が第 22 条第 1 項の市街地の区域の内外にわたる場合においては、その全部について同項の市街地の区域内の建築物に関する規定を適用する。

第 25 条 延べ面積(同一敷地内に二以上の木造建築物等がある場合においては、その延べ面積の合計)が 1,000 平方メートルを超える木造建築物等は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とし、その屋根の構造を第 22 条第 1 項に規定する構造としなければならない。

第 26 条 延べ面積が 1,000 平方メートルを超える建築物は、防火上有効な構造の防火壁によつて有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ 1,000 平方メートル以内としなければならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物については、この限りでない。

- (1) 耐火建築物又は準耐火建築物
- (2) 卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供する建築物で、イ又はロのいずれかに該当するもの
 - イ 主要構造部が不燃材料で造られたものその他これに類する構造のもの
 - ロ 構造方法、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合するもの
- (3) 畜舎その他の政令で定める用途に供する建築物で、その周辺地域が農業上の利用に供され、又はこれと同様の状況にあつて、その構造及び用途並びに周囲の状況に関し避難上及び延焼防止上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するもの